議　　長　日程第７「報告第６号専決処分の報告について（松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当室長の報告を求めます。

安全防災担当室長　それでは報告第６号専決処分の報告について御説明させていただきます。

本報告につきましては、町長の専決処分事項に関する条例第１条第４号の規定により、松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを御報告するものでございます。

２ページ目を御覧ください。専決処分書でございます。専決処分の理由です。令和８年５月27日に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、同政令を引用している本条例の一部を改正する必要が生じたため、町長の専決処分事項に関する条例第１条第４号の規定に基づき、専決処分により条例の改正を行いましたので、本議会臨時会にて報告するものでございます。

４ページ目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。第18条中31万5,000円を33万円に改めるものでございます。

恐れ入ります。３ページ目にお戻りいただきまして条例本文を御覧ください。附則でございます。

（施行期日）につきましては、公布の日から施行するものでございます。

（経過措置）につきましては、改正後の葬祭補償額については適用日、令和８年４月１日以後に支給事由が生じたものから適用することとしており、適用日以前のものにつきましては従前の例によるものとしております。

（補償の内払）につきましては適用日以後に改正前の葬祭補償が支払われた場合は、その支給額を改正後の補償額の一部として取り扱うことを明確にしており、差額分を追加して支給できるよう明確にしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　担当室長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議ありがとうございました。　　（９時41分）